

東京都後期高齢者医療保険料率の改定について

令和 8・9 年度の東京都後期高齢者医療保険料率について、令和 8 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたので、次のとおり報告します。

1 東京都後期高齢者医療保険料率

内容		年度		令和 7 年度比
		令和 7 年度	令和 8・9 年度	
均等割額	医療分（基礎賦課分）	47,300円	53,300円	6,000円
	子ども・子育て支援分	—	1,300円	1,300円
	計	47,300円	54,600円	7,300円
所得割率	医療分（基礎賦課分）	9.67%	9.88%	0.21ポイント
	子ども・子育て支援分	—	0.26%	0.26ポイント
	計	9.67%	10.14%	0.47ポイント
賦課 限度額	医療分（基礎賦課分）	800,000円	850,000円	50,000円
	子ども・子育て支援分	—	21,000円	21,000円
	計	800,000円	871,000円	71,000円

低所得者に対する均等割額軽減の拡充

- 均等割額 5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を 30.5 万円から 31 万円に改め、均等割額 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に改める。
- 均等割額 7 割軽減対象者については、医療分（基礎賦課分）をさらに 0.2 割軽減し、均等割額 7.2 割軽減を適用する。

2 1 人当たり平均保険料見込額

年度	令和 6・7 年度	令和 8・9 年度	令和 7 年度との増減	
			増減額	増減率
金額	111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

3 保険料率算定の条件

- 令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、従来の医療分保険料に加えて子ども・子育て支援金分の保険料が加算される。
- 後期高齢者負担率は、国の通知に基づき「13.27%」
- 1 人当たりの医療給付費前年度比伸び率「1.66%」
- 出産育児支援金の激変緩和措置終了
- 基金及び決算剰余金の活用「423 億円」

(裏面あり)

4 保険料率増加抑制策の継続実施（令和6・7年度と同様の対策）

- (1) 本来保険料で賄うべき、保険料未収金補填分、審査支払手数料、葬祭事業費及び財政安定化基金拠出金の4項目の特例措置等のうち、財政安定化基金拠出金を除く3項目について、市区町村が負担する。

令和8年度本市負担金額 1億2,362万1千円（見込み）

- (2) 所得が少ない被保険者に対する所得割額の軽減策として、年金収入168万円未満の場合は50%、年金収入173万円未満の場合は25%それぞれ所得割額を軽減し、市区町村が負担する。

令和8年度本市負担金額 228万3千円（見込み）

5 年金収入額別の保険料額の見込み

- (1) 単身世帯で収入が公的年金収入のみの場合

世帯類型	年金収入額	令和7年度 保険料 (円)	令和 8・9年度 保険料 (円)	令和7年度との増減	
				増減額 (円)	増減率 (%)
単身者	80万円	14,100	15,200	1,100	7.8
	168万円	21,400	22,800	1,400	6.5
	173万円	38,100	42,400	4,300	11.3
	199万円	82,300	73,800	-8,500	-10.3
	225万円	116,900	116,600	-300	-0.3
	300万円	189,400	203,600	14,200	7.5

- (2) 夫婦ともに後期高齢者医療制度の被保険者であり、収入が公的年金収入のみの場合

世帯類型	年金収入額 ※配偶者の年金を収入含む	令和7年度 保険料 (円)	令和 8・9年度 保険料 (円)	令和7年度との増減	
				増減額 (円)	増減率 (%)
2人世帯	160万円	28,200	30,400	2,200	7.8
	248万円	35,500	38,000	2,500	7.0
	253万円	61,700	69,600	7,900	12.8
	279万円	91,700	101,000	9,300	10.1
	305万円	116,800	127,400	10,600	9.1
	380万円	236,700	258,200	21,500	9.1

※配偶者の年金収入80万円、保険料の賦課は個人単位